

今年の台風発生に関連して寄せられる相談について

令和元年秋に発生した台風等で被災した方が多く、国民生活センターは被災者の方々の支援として被災地域の消費生活センターと連携してフリーダイヤルの消費者ホットラインを開設しています。台風関連の専用ダイヤルには、2週間で約100件の相談が入っており、消費者庁では、「災害関連情報」として、『災害に関する主な相談事例とそのアドバイス』を消費者庁ホームページに公開しています。消費生活相談の内容などを基にして取りまとめられた記事の一部を紹介します。

○賃貸住宅に住んでいるが、大雨や地震で被災し、住むことが出来なくなった。住めない期間の家賃について支払う必要はあるか？

家賃は通常に住むことができる部屋が提供されることについての対価であり、災害で住むことができなかった場合において、改めて住むことができるようになるまでの間の家賃を支払う必要はありません。

○新築の住宅を購入し、その引き渡しを受ける直前で、当該住宅が床上浸水の被害を受けた。そのままの状態を引き渡しを受け、修理費は家主が負担しなければならないのか？

当事者間でどのような取り決めなのかによるので、まずは、契約書の内容をよく確認してください。（取り決めがない場合は、現行施行の民法においては、買主が負担することとされています。）なお、個人住宅建築等の民間小規模工事の請負契約の標準約款で、このようなケースの取り扱いについて3つのパターンを選択できるようになっています。

○クリーニングを依頼していたところ、豪雨災害のためにクリーニング工場が浸水し、服がなくなってしまった。損害賠償を求めることはできないか？

地震、豪雨災害等、クリーニング店の責めに帰すことのできない事由により、預かり品が滅失・毀損して洗濯物を利用者に返すことができなくなった場合、クリーニング店は賠償義務を免れると考えられています。

○災害被災地に物資を送りたいとの趣旨で訪問買取の電話があり、断ったのに押し付けてきた。どうすればよいか？

依頼もしていないのに、購入業者が突然家に来て訪問購入に係る勧誘をすることは、特定商取引法で禁止されています。訪問買取の契約の意思はないと断った者に対して、再勧誘を行うことも禁止されています。断っても押し付けてくるような購入業者は家に上げないようにし、心配があれば、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

◎消費者庁HPにおいて、「災害関連情報」『災害に関する主な相談事例とそのアドバイス』を掲載しています。

消費生活相談のことなら・・・

- 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
- 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) 0584-68-0185
- 消費者ホットライン ☎^{いやや}188